

社長のマネジメントをサポート

経営管理マガジン

12

December
2017



02 経営TOPICS

人材不足で悩む前に、柔軟な受け入れ態勢の構築を！ 副業をどう受け入れるか？

03 データで見る経営

ネットショッピングの30%が
スマートフォンに集約！
スマホ用サイトの構築が急務です！

04 税務・会計2分セミナー

知らない間に、贈与税がかかるケースも…
親名義の自宅増築には要注意！

05 労務ワンポイントコラム

厳しいルールに要注意！
パートタイム労働者の雇用と注意点を詳しく解説！

06 社長が知っておきたい法務講座

SNSに写真を投稿して人気者に…
と思ったら著作権侵害で訴訟されてしまった

07 増客・増収のヒント

大切なのは、物語を伝え知ってもらうこと。
共感と共有こそが増客・増収への近道です！

08 経営なんでもQ&A

事業承継の準備は、
いつ頃から取りかかればよいでしょうか？

問い合わせ：永井孝幸税理士事務所

住所：岐阜県各務原市那加桐野外二ヶ所大字

入会地6番地4 エステイタスKN-6 101号

フリーダイヤル 0120-016-555

TEL：058-380-6336

人材不足で悩む前に、 柔軟な受け入れ態勢の構築を！ 副業をどう受け入れるか？

総務省が出している労働力調査によると、2016年の転職者数は前年度比3%増の306万人でした。その内訳をみると、転職者の4割弱を45歳以上が占めていると言われています。こうした転職者増加の後押しをしているのが人材不足に悩む企業です。最近では年齢や経験、職歴なども不問とする企業も増えてきています。

人材不足で 教育コストが跳ね上がる!?

大手転職情報サイトによると、「未経験者歓迎」を掲げる企業は全体の7割を占めていると言われています。2017年7月には、有効求人倍率が1.52倍となり、バブル期を上回る高水準に到達したことが話題になりました。未経験者歓迎を掲げる企業が増えたのも、人材不足に悩む企業が急激に増えている証拠のひとつと言えるでしょう。

問題になってくるのは、教育コストの増加です。一般的に中途採用では即戦力が重視されるのが普通ですが、多くの企業ではまず、採用が最優先事項。このため、対象年齢にも幅を持たせ、募集をかけ、なかには新卒並みの教育コストを設定している企業も少なくないといえます。さらに教育コストの増加だけではなく、ミスマッチによる離職率の増加も心配されます。未経験を採用したはいいいけれども、本人のスキル特性と合わず、離職せざるを得ない状況が、今後増えていくとも考えられています。

転職のミスマッチを防ぐ副業

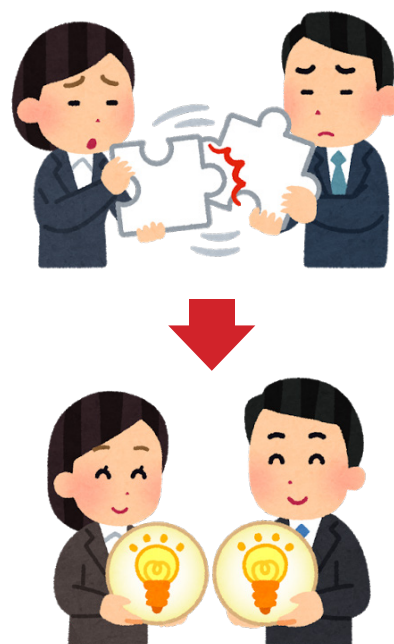
そこで注目されているのが副業です。実際に転職をする前に、副業で転職先の仕事を体験し、自分がもともと持っているスキルが合っているかどうかを確かめるという体験をするのです。学生のインターン制度のような形で副業を活用する方法です。

しかしながら、副業は思うように進んでいません。中小企業庁が2014年に調査した兼業・副業に係る取組実態調査事業では、推進していないが容認していると答えた企業は、わずか14.7%。残り

の85.3%が副業を認めてないのです。

副業を容認することは、何も転職のミスマッチを解消するだけにとどまりません。働き方改革実現会議の調査によれば、付加価値の高い産業での場合、本業をしながら副業で起業する「ハイブリッド起業」をする人が全体の4割を占めているという調査結果もあるのです。

今後は従業員のモチベーションを高めるため、転職のミスマッチを増やさず、社会に貢献できる人材を育成するため、二重の意味で副業制度の導入は不可避です。どのような形で従業員の副業を認めるのか、あらかじめ考えておく必要があります。



ネットショッピングの30%が スマートフォンに集約！ スマホ用サイトの構築が急務です！

経済産業省の調査によると、2016年の日本国内のBtoC（消費者向け電子商取引）の市場規模は15.1兆円。前年度比9.9%増にまで到達しています。今後も電子商取引がますます普及していくと考えられる中、どのような施策を考えるべきでしょうか？

2016年時点で約3割の人が ネットショップで消費をしていた！

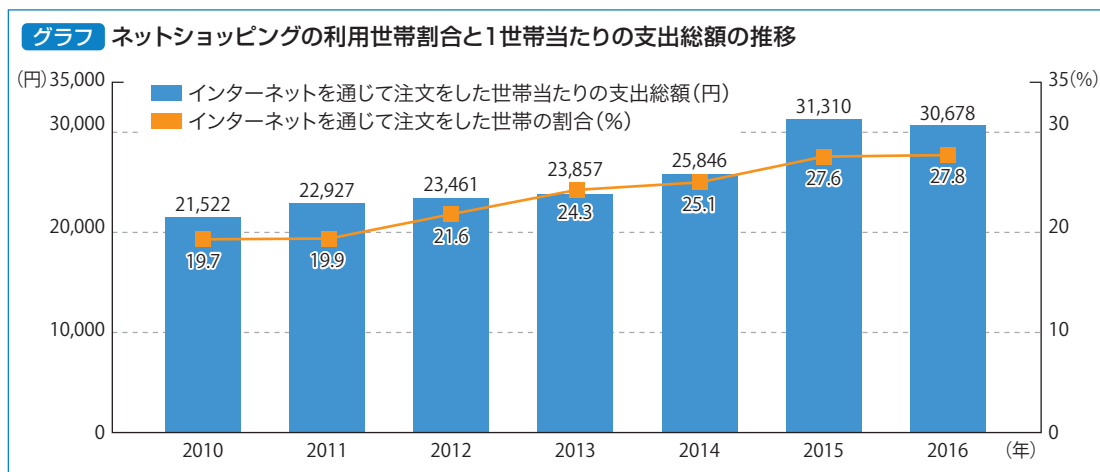
アマゾンや楽天、ファッション通販のZOZO-TOWNなど、電子商取引の普及が昨今、注目を集めています。総務省の家計消費状況調査によると、2人以上の世帯においてネットショッピングを利用する割合は、2002年は5.3%でしたが、2016年には、27.8%の人がネットショッピングを利用していたということがわかっています。そこで注目されているのが、スマートフォン（以下スマホ）による電子商取引の割合です。アメリカやイギリスなどネットショッピングが商取引の主流となりつつある国では、スマホを活用した支出が増加しています。

総務省の2017年の調査によると、アメリカで49%の人がスマホやタブレットPCでネットショッピングを行なっています。イギリスでも36%の人がスマホやタブレットPCでネットショッピングを楽しんでいます。ちなみに日本ではスマホやタブレットPCでネットショップを楽しむ人は、わずか22%となっています。アメリカやイギリスと比べると低い比率ですが、今後は増えていく可能性があります。

旅行・宿泊や外食の分野で 大きく伸びる

また、総務省の調査によると、スマホからの情報収集が購買に結びつくまでの傾向として、ばらつきがあることが判明しています。購買に結びつきやすいカテゴリーは、旅行・宿泊、外食の分野などです。調べやすさや比較しやすさが、売につながっていると考えられています。一方、動画や音楽、アミューズメント用のチケットなどは、スマホで情報収集はするものの、購買にあまり結びついていないということが明らかになっています。

スマホでお金を使う年代は30代や40代が多いと言われています。子どもの時からスマホやタブレットPCに慣れている20代の若手世代が、年齢が上がって可処分所得が増えれば、スマホでお金を使う比率はさらに増えると予測されています。そうした若い世代にもビジネスを広げていきたいのであれば、パソコン用のホームページだけでなく、スマホやタブレットPCで見られるページをきちんと構築していくことが必要になっていくでしょう。



※2015年以降調査項目を変更。2014年以前のデータと時系列で比較するには注意が必要

出典：総務省「家計消費状況調査」

知らない間に、贈与税がかかるケースも… 親名義の自宅増築には要注意!

何気ない親子間のやりとりが、知らない間に贈与にあたり贈与税が課税されてしまうケースがあります。中でも特に多いのが、親子間の不動産取引のケースです。今回は自宅増築にまつわる例と対処法をご紹介します。

親名義の自宅の増築はご用心を

親子間の不動産の取引は、思わぬところで税金が課税されてしまうケースがあります。

たとえば、親名義の自宅建物があり、その建物に子どもがお金を出して増築した場合などです。この増築部分の所有者は、一般的に、子どもが増築費用を支払っていても親になります。この時、親が子どもにその増築分の費用を支払わない限り、親は子どもから“資金の贈与を受けたもの”として、贈与税が課税されてしまいます。

では、贈与税を発生させないための対策はあるのでしょうか?贈与税を発生させないためには、増築資金に相当する部分の建物の持分を、子どもの名義に変えて共有とさせてから増築するという方法があります。

例えば、次のような方法で自宅を共有すれば、贈与税は課税されません。

子どもと共有することで 課税は防げるが譲渡益には注意

仮に、親名義の木造2階建(時価1,000万円)の

住宅に、子どもが1,000万円を掛けて増築をしたとします。

ただし、親名義の木造家屋の部分と増築部分を区分して登記することが難しいため、親と子どもで増築後の家屋の名義を次のようにそれぞれ2分の1とすることにします。

まず、家屋の持分の2分の1を親から子どもに時価で譲渡します。譲渡代金は、子どもが支出した増築費用のうち、親が負担しなければならない金額500万円(1,000万円×1/2)と相殺するのです。

なお、土地は親が所有するものであり、子どもはその土地を無償で使用することになります。

このケースでは、実質的な増築費用相当分を、子どもが持分として持っているので贈与税は課税されません。

なお、子どもに自宅の一部を売却したことになるので、譲渡益が出た場合には、譲渡所得として所得税が課税される可能性があるので注意しましょう。

また、通常の居住用財産売却では3,000万円の特別控除が適用されますが、親子間の譲渡であることから特別控除は適用されないので注意が必要です。

